

滋賀県母子家庭等就業・自立支援センターの今後の事業紹介

滋賀県母子家庭等就業・自立支援センターでは、こんな事業を実施します!

【調剤報酬請求事務講座】

調剤請求事務の知識を身につけたいと望んでいる方、この機会に是非お申込みください。

受講料	無料 (但し、テキスト代5,100円は自己負担となります)
カリキュラム および日程	毎回5時間(9:30~15:30 昼休憩1時間あり) 第1回 10月19日(土) 第5回 11月16日(土) 第2回 10月26日(土) 第6回 11月23日(土) 第3回 11月 2日(土) 第7回 12月 7日(土) 第4回 11月 9日(土) 第8回 12月14日(土) ・初回の10月19日は必ず出席してください。学習の進め方及び受講に必要な物について説明します。 ・欠席された場合の補講等個別対応はありませんのでご注意ください。 ・調剤事務認定実務者試験(12月21日実施予定)の受験をめざします。 受験には受験料4,500円が別途必要です。
対象の方	滋賀県内在住の方(大津市在住の方は、原則として受講対象となりません)、 大津市母子家庭等就業・自立支援センターTEL077-522-0220にお問い合わせ下さい。)
定員	15名(定員を上回る応募があった場合は、抽選の上受講者を決定)

8月の 出張就労相談

就職活動に関することや、就労に伴う困りごとなどご相談ください。

○就業支援員の出張就労相談

日程・場所は下記のとおり(時間10時から16時まで)

- 草津市役所▶8/4(日)・8/9(金)・8/15(木)・8/19(月)
- 栗東市役所▶8/7(水)・8/22(木)・8/26(月)
- 守山市役所▶8/16(金)・8/18(日)・8/28(水)
- 竜王町役場▶8/20(火)
- 日野町役場▶8/22(木)

お問合せ先

滋賀県母子家庭等就業・自立支援センター

(就職活動に関することや、就労に伴う困りごとなどお気軽にご相談ください。)

- 相談日/火～日曜日・祝日
※月曜日・祝日の翌日・年末年始は休業
- 時間/午前9時～午後5時(受付午後4時まで)
- 所在地/近江八幡市鷹飼町80-4
- 電話番号/0748-37-5088

10月から幼児教育・保育の無償化が始まります。

令和元年10月に3歳から5歳までの子どもの幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料が無償化されます。

対象となる子ども

- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳の全ての子ども。
※0歳から2歳児の子どもについては、住民税非課税世帯が対象。
- 幼稚園の預かり保育を利用する子ども(新たに保育の必要性があると認定を受けた場合)。
- 認可外保育施設等を利用し、保育の必要性があると認定された3歳から5歳の子ども。
※0歳から2歳児の子どもについては、住民税非課税世帯が対象。
- 障害児通園施設を利用する子ども。



対象となる施設・事業

- 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)、企業主導型保育事業
- 一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等
- 子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業
- 障害児通園施設

- 利用施設により上限額があります。
- 実費として徴収されている費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外です。
- 保育の必要性の認定はお住まいの市町が行います。
- 無償化の対象となる認可外保育施設等は、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要。(経過措置として、指導監督基準を満たしていない場合でも5年間の猶予期間が設けられます。)
- 県内認可外保育施設の運営状況については、大津市・彦根市・草津市・東近江市に所在する施設については各市担当課、その他の市町に所在する施設については滋賀県子ども・青少年局にお問い合わせください。

子育て支援事業を紹介します!

各市町ではさまざまな子育て支援の事業を実施しています。今回はファミリー・サポート・センター事業について御紹介します。

ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

ファミリー・サポート・センターとは

地域において子どもの預かりの援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織です。

援助を行う会員は、預かり中の子どもの安全対策等のため、緊急救命講習や事故防止に関する講習などを受講しています。

事業の仕組みなど

○子どもを預かる場所

会員の自宅、児童館や地域子育て支援拠点等の施設、その他子どもの安全が確保できる場所とし、会員間の合意により決定されます。

○預かる子どもの人数

一度に預かることができる子どもの人数は援助を行う会員1人につき、原則として1人です。

○援助活動に対する報酬

原則として会員間で決定。報酬の目安として制度の趣旨、地域の実情等を反映した適正と認められる額を会則等で定めることもできることとなっています。

相互援助活動とは

- 保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり
- 保育施設等までの送迎
- 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
- 学校の放課後の子どもの預かり
- 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり
- 買い物等外出の際の子どもの預かりなど

ひとり親家庭等の利用支援

市町によっては、ひとり親家庭、低所得者(生活保護世帯、市町村民税非課税世帯)およびダブルケア負担の世帯(育児と親等の介護を同時にしている世帯)の優先調整、早朝・夜間等の受け入れ対応を実施しています。

病児および病後児の預かり、送迎を行っている自治体もあります

本県では近江八幡市が実施しています。(平成30年度末現在)

*「病児」とは、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であるか、かつ、保護者が勤務等の都合により保育を行うことが困難な児童です。

*「病後児」とは、病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により保育を行うことが困難な児童です。

事業の実施状況

実施の有無も含め、詳細はお住まいの市町にお問い合わせください。